

鹿屋市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市児童福祉法施行細則（平成31年鹿屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。